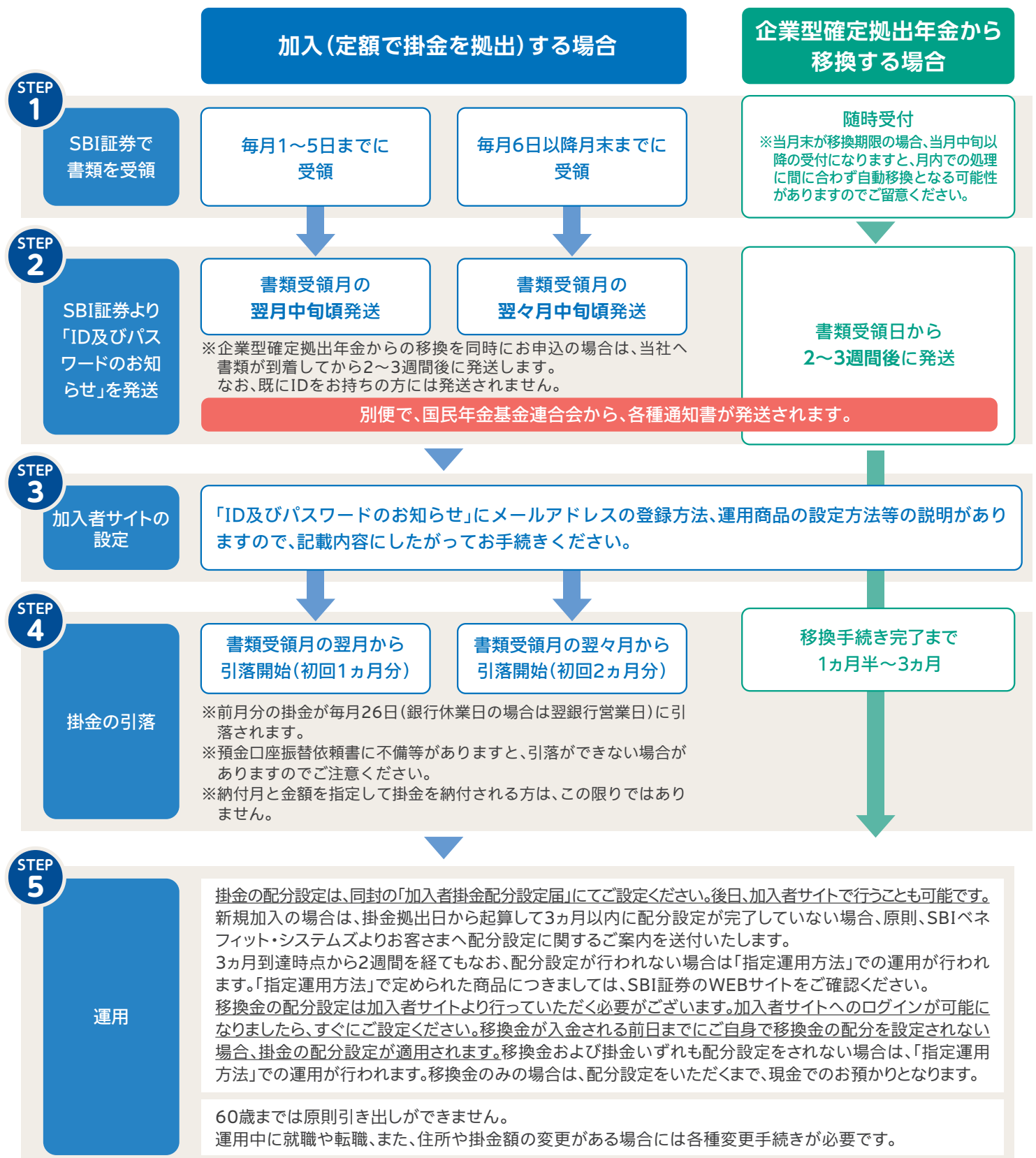


お申込み後の手続きの流れ

詳細は、当社WEBサイト掲載の「SBI証券 個人型年金に関する説明書」をご参照ください



【その他のお申込み手続きのスケジュール】

- 厚生年金基金・確定給付企業年金等からの移換は、資産が当社の個人型確定拠出年金へ入金されるまで2ヵ月～3ヵ月程度要します。【※1】
- 個人型確定拠出年金運営管理機関の変更【※2】

- A: 書類一式が、毎月1～5日までに当社へ到着した場合 → 翌月26日に引落される掛金から当社の個人型確定拠出年金で運用
 - B: 書類一式が、毎月6日～月末までに当社へ到着した場合 → 翌々月26日に引落される掛金から当社の個人型確定拠出年金で運用
- 移換元から資産が入金されるまでは、1ヵ月半～3ヵ月程度要します。【※3】

【※1】 企業型確定拠出年金からの移換と同時にお申込の場合は、入金されるまで4ヵ月～5ヵ月程度要する場合があります。

【※2】 納付月と金額を指定して掛金を納付される方は、この限りではありません。

【※3】 移換元の資産売却スケジュールは、前運営管理機関等へお問い合わせください。

SBI証券 iDeCo(個人型確定拠出年金) 必要諸経費

個人型確定拠出年金の諸経費は、公的機関である「国民年金基金連合会」、「事務委託先金融機関(日本カストディ銀行)」と運営管理機関にあたる当社(SBI証券)にお支払いいただく金額の合計になります。

(税込)

	対象者	内容	支払先			合計額	徴収方法
			国民年金基金連合会	事務委託先金融機関 (日本カストディ銀行)	運営管理機関 (SBI証券)		
初期手数料	加入申込者 移換申込者 (※6)	加入時/ 移換時 手数料	2,829円	—	無料	2,829円 (※1)	加入者は資格取得後に初回の掛金から、移換者は移換時に個人別管理資産から徴収します。
	運営管理機関の変更をする者 (※6)	運営管理機関 変更時手数料	—	—	無料	無料	
加入・運用期間中の手数料	加入者 (掛金拠出者)	口座管理手数料	120円(※2) (月額)	66円(※3) (月額)	無料	186円	・収納の都度掛金から徴収します。(※2) ・掛金、または個人別管理資産から徴収します。(※3)
	運用指図者	口座管理手数料	—	66円(※3) (月額)	無料	66円	個人別管理資産から徴収します。(※3)
都度手数料	給付を受ける者 (※7)	給付事務手数料等 (振込1回につき)	—	440円	—	440円	給付の都度、給付金から徴収します。
	還付を受ける者	還付事務手数料等 (還付1回につき)	1,048円	440円	無料	1,488円	還付の都度、還付金から徴収します。(※4)
	他確定拠出年金 または確定給付 企業年金へ移換 または他の運営 管理機関へ変更 する者	移換時手数料または 運営管理機関 変更時手数料	—	—	4,400円	4,400円	個人別管理資産から徴収します。(※5)

上記の金額は全て税込の金額を表示しております。(2026/10/30 現在)

- ※1 当該手数料は、加入者等に対し初期費用として1回のみ徴収します。なお、移換の場合、他の確定拠出年金からの移換金額が手数料に満たない場合は、当該移換金全額を手数料とし、精算は終了するものとします。また、個人別管理資産がない場合は、直後の掛金または他の確定拠出年金からの移換金より徴収します。なお、既にSBI証券のiDeCoをご利用の方、または、既に他の運営管理機関からSBIのiDeCoへ変更する場合はかかりません。
- ※2 国民年金基金連合会が徴収する月額120円の手数料に関しては、掛金がない月には徴収されません。ただし、年単位拠出(月別掛金)を選択している加入者は、掛金拠出時に加入中の手数料(月額120円)に拠出期間の月数を乗じて得た額を徴収いたします。
- ※3 事務委託先金融機関の手数料は、掛金の拠出がなかった加入者および運用指図者もその対象となります。
- ① 徴収方法
- 掛金の拠出が無い場合、当該手数料は、個人別管理資産の各運用商品を売却することにより徴収します。
- ただし、個人別管理資産が手数料相当額に満たない場合は、個人別管理資産額全額を手数料とし精算は終了します。なお、手数料相当額の控除のために売却すべき運用商品が預け替えにより確定していない場合は、預け替え終了後に売却を行います。
- ② 個人別管理資産の売却方法
- 以下の算式によって算出された数量を売却いたします。なお、売却日は引落月26日(銀行休業日の場合は、その翌営業日)より13営業日以降の日となります。また、売却結果と手数料額に差異が生じた場合であっても加入者への追徴、返還は行わず手数料の精算は終了するものとします。
- $$(A \div B) \times C$$
- A・・・手数料額
B・・・売却可能な各運用商品の売却日前日における評価額の合計
C・・・売却可能な各運用商品の売却日前日における残高数量
- ③ 事務委託先金融機関の手数料の充当と収受
- 個人別管理資産売却によって得られた金額が66円を上回った場合は、事務委託先金融機関の手数料への充当後の残額全額を運営管理機関が手数料として収受するものとします。
- ※4 還付事務手数料等は、国民年金基金連合会、事務委託先金融機関の順に充当します。
- ※5 個人別管理資産が4,400円に満たない場合は、個人別管理資産額全額を運営管理手数料に充当し、手数料精算は終了するものとします。
- ※6 移換元となる前運営管理機関等で別途手数料が徴収される場合があります。詳しくは前運営管理機関等へご照会ください。
- ※7 老齢給付金、または障害給付金を分割年金として受け取る場合、年金受給期間中も各種手数料等をお支払いいただく必要があります。

【その他の特記事項】

- ※移換申込者とは、企業型確定拠出年金や企業年金から年金資産を持ち運び(移換)する者のことをいいます。
- ※運営管理機関の変更をする者とは、個人型確定拠出年金の運営管理機関を他の金融機関からSBI証券へ変更する者のことをいいます。
- ※加入者とは、確定拠出年金制度に加入(掛金を拠出すること)し、運用指図を行っている者のことをいいます。
- ※運用指図者とは、確定拠出年金制度にて新規に掛金を拠出する資格を持たないが、現在ある個人別管理資産の運用指図のみ行うことができる者のことをいいます。
- ※還付とは、本来掛金を拠出できない方が拠出した場合に、掛金に相当する額を返還することを行い、国民年金の保険料を納付していなかった場合、加入者の資格を有していない方が拠出した場合、法令及び個人型年金規約に定める限度額を超えて拠出した場合等が該当します。
- ※上記の手数料体系は今後変更される可能性があります。また、上記の手数料に各運用商品に係る手数料等は含まれておりません。

SBI証券個人型確定拠出年金の概要について

当社WEBサイトをご確認ください。(https://go.sbisec.co.jp/prd/ideco/ideco_top.html)



SBI証券 iDeCo(個人型確定拠出年金)について

- (1) SBI証券(以下、「当社」と言います。)(が)運営管理機関として提供するSBI証券 iDeCo(個人型確定拠出年金)(以下、「当社iDeCo」と言います。))は、確定拠出年金法第2条第3項に規定される個人型年金のことをいいます。個人型年金の制度は、確定拠出年金法において定められている他、国民年金基金連合会が定める個人型年金規約においても詳細に規定されております。当社iDeCoを利用されるお客様におきましては、これらの法令諸規則、個人型年金規約を理解した上でお申し込みをされる必要があります。
- (2) 当社iDeCoを利用されるお客様におきましては、当社が定めるルール等を記載した「SBI証券個人型確定拠出年金に関する説明書」を十分に理解し、当社が定める「確定拠出年金加入者等に関する規程」を遵守する必要があります。
- (3) ご自身のご状況に変更が生じた場合は速やかに当社を通じて国民年金基金連合会への届出が必要です。詳細は「SBI証券個人型確定拠出年金に関する説明書」をご確認ください。
お手続きが遅れた場合、掛金の引落が国民年金基金連合会によって停止される場合や、一度引き落とされた掛金が、後日還付(お客様に手数料をご負担いただき掛金を引落口座へ戻す手続き)となる場合があります。また、第1号被保険者または任意加入被保険者が個人型年金の掛金を拠出するためには、国民年金の保険料を期限までに納付する必要があります。国民年金の保険料が未納の月の個人型年金の掛金は、翌年に還付となります。
- (4) 当社は、個人型年金の実施者である国民年金基金連合会より運営管理業務の委託を受けた運営管理機関であります。また、当社は運営管理業務の内、主に記録関連業務(お客様の氏名、住所、個人別管理資産額等の管理及びお客様からの運用指図のとりまとめなどを行う業務をいいます。))をSBIベネフィット・システムズ株式会社(以下、「SBIベネフィット・システムズ社」と言います。))に再委託しております。当社iDeCoを利用されるお客様におきましては、これらのスキームを理解した上でお申し込みをされる必要があります。
- (5) 当社iDeCoにおきましては、お客様に対し、資産の運用に関する基礎的な資料及び運用方法の提示等を主にインターネットを通じて行います。また、お客様の資産の運用指図におきましても主にインターネット上で指図していただきます。このため、お客様におきましては、インターネットにおける基礎的な技術、PC等の操作方法等について事前に理解しておく必要があります。
- (6) 運用指図を行うにあたって、お客様は、その運用商品の性格等を十分に理解する必要があります。
- (7) 確定拠出年金制度は、運用結果によって給付額が変動します。従いまして、運用結果によっては給付額が元本(掛金拠出累計額をいいます。))を下回る可能性があります。
- (8) 当社iDeCoにおきましては、各種諸経費を、お客様の掛金又は個人別管理資産より負担する必要があります。当社iDeCoの利用を希望されるお客様は、事前にこれらの各種諸経費を理解する必要があります。また、将来において、これらの各種諸経費の額は変更される可能性があります。
- (9) 当社iDeCoにおいて、掛金に対する運用商品の配分設定はお客様ご自身で行っていただく必要があります。当社が定める期間内にご設定いただけない場合には「指定運用方法」での運用が行われます。「指定運用方法」で定められた商品につきましては、SBI証券のWEBサイトをご確認ください。また、移換金の場合、運用商品配分のご指定をいただくまで、現金でのお預かりとなります。
- (10) 当社では、お客様よりご提出いただきました各種書類の受領連絡は行っておりません。
- (11) 当社iDeCoにおきましては、毎年1回、毎年3月末日時点で加入者・運用指図者の資格が確認できる方を対象に、3月末日時点での個人別管理資産額、取引明細及び加入者等が個人別管理資産より負担した諸経費の内容等を記載した書面を、ログイン後の加入者サイト上で電子交付いたします。電子交付はSBIベネフィット・システムズが推奨するインターネットブラウザ及びPDFファイル閲覧ソフトを通じて、ログイン後の加入者サイト内に書面等を記録し、お客様の閲覧に供する方法又は当該閲覧に供し、お客様のパソコン等に記録(ダウンロード)する方法により行います。
- (12) 当社iDeCoではお客様に運用商品の異なる2つのプラン(セレクトプラン・オリジナルプラン)をご提供しています。
当初お手続きいただいたプランから他プランへの変更については、オリジナルプランからセレクトプランへの変更のみ行うことができます。
プラン変更をご希望の場合には当社WEBサイトに「プラン変更届」をご請求いただき、お手続きください。
プラン変更手続きの詳細については、「SBI証券個人型確定拠出年金に関する説明書」をご確認ください。
- (13) 当社iDeCoへ加入もしくは運用指図されている方が他の年金資産の移換をされる場合、または運用指図されている方が新規に掛金の拠出をされる場合には、現在ご利用中のプランにてお申し込みください。書類

受領後に現在のお客さまのご状況を当社にて確認いたします。
現在のプランとお申し込みのプランが異なる場合は、掛金および移換金は現在のプランの口座に入金されます。(複数のプランで同時に運用することはできません。)

また、個人型年金加入申出書と同時に「加入者掛金配分設定届」をご提出いただいている場合でも、プラン相違がある場合には配分設定届の受付はできません。この場合、配分設定は加入者サイトから行っていただけます。

設定がない場合、新規の掛金は一定期間経過後、現行プランの指定運用商品での運用となります。移換金は、現行プランで掛金の拠出がある場合にはその配分設定が適用されます。掛金の配分設定が無い場合は現金でのお預かりとなります。

ただし、過去に移換があった方はすでに配分の設定がされている場合がありますので、移換金の配分割合をご確認の上改めて配分設定を行ってください。

例: 当社iDeCoオリジナルプランにて運用指図をされているお客さまが、新たにセレクトプランでの掛金の拠出を希望され、セレクトプランの個人型年金加入申出書をご提出された場合

→書類受領後に現在のご加入状況を当社にて確認いたします。運用指図中のプランと異なるため、掛金はオリジナルプランの口座に入金されます。

「加入者掛金配分設定届」をご提出いただいている場合でも、プラン相違がある場合は配分設定が適用されません。加入者サイトより、ご自身で掛金の配分設定を行ってください。

- (14) 新たに掛金を拠出する場合は、「個人型年金加入申出書」に同封の「加入者掛金配分設定届」にて事前に掛金の配分設定を行うことが可能です。

「加入者掛金配分設定届」での配分設定をご希望の場合は、必ず同封の「個人型年金加入申出書」と一緒にご返送ください。「加入者掛金配分設定届」のみをご返送されますと、不備になります。

また、「加入者掛金配分設定届」に記入漏れ・誤り等があった場合には、加入者サイト上より配分設定を行ってください。「加入者掛金配分設定届」の再提出での配分設定はできません。

掛金の初回拠出の前日までに加入者サイトにログインし、掛金の配分割合をご確認ください。なお、移換金は加入者サイト上からのみご設定いただけます。

個人情報のお取扱いについて

- (1) 当社とSBIベネフィット・システムズ社は、一体となって、当社iDeCoの運営管理業務を行います。そのため、お客様の個人情報等に関しましては、法令等に従い、当社iDeCoの提供に必要な範囲内で当社はSBIベネフィット・システムズ社に提供させていただき、委託先として必要かつ適切な監督を行います。
- (2) 当社及びSBIベネフィット・システムズ社は、法令等に従い他の者に個人情報を提出することがあります。
- (3) 当社は、口座開設や各種報告書の送付等に係る事務処理の業務の一部を外委託しており、委託先は、利用目的の達成に必要な範囲において個人情報を取り扱い、その他の目的には利用しません。

業務の再委託について

SBI証券自らが行う業務は以下のとおりです。

- ・運用の方法の選定及び提示
 - ・運用の方法に関する情報の提供
 - ・加入の申出及び加入者等が行う届出の受理に関する事務
 - ・資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他必要な措置に関する事務
- 国民年金基金連合会から事務の委託を受けた当社は、以下のとおり業務を再委託します。

【再委託先の名称】

株式会社 S B I ビジネスサービス
埼玉県さいたま市中央区新都心4番地3
TOPPAN株式会社
東京都港区東新橋一丁目7番3号

【再委託する事務】

加入の申出及び加入者等が行う届出の受理に関する事務
記録関連運営管理業務に関しては、以下のとおり業務を再委託します。

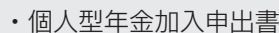
【再委託先の名称】

S B I ベネフィット・システムズ株式会社
東京都港区六本木1-6-1

【再委託する事務】 運用の方法に関する情報の提供のうちコールセンター及びインターネットによるもの

加入者等に関する事項の記録、保存及び通知
運用の指図の取りまとめ及び資産管理機関または連合会への通知
給付を受ける権利の裁定

記入ガイド



● 訂正部分を二重線で消し、正しい内容をご記入ください。

氏名 フリガナ ネンキン イチロウ
年金 三郎 一郎

※事業主払込をご希望の方は、別紙「事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書」を用意してください。

[illegible]

基礎年金番号

マイナポータル、ねんきんネット、基礎年金番号通知書、青色の年金手帳等をご参照の上、ご記入ください。

2. 加入申出者の区分

②新規加入・再加入申出の方で、「上記のいずれにも該当しない国内居住者」に該当する方は、下記【A】【B】の書類のご提出が必要です。
なお【B】については、令和8年12月1日時点で60歳以上（昭和41年12月2日以前生まれ）かつ国民年金の被保険者資格を喪失している方の場合、ご提出は不要です。

【A】
下記の⑦～⑩のいずれかの書類を1点ご提出ください。
⑦運転免許証のコピー
⑧マイナンバーカードのコピー
⑨住民票の写し(原本)
⑩住民票記載事項証明(原本)
⑪戸籍の附票の写し(原本)
※氏名・生年月日・現住所の3点が確認できるものに限りです。
※⑦～⑩は個人番号の記載がないもの、⑨～⑩は発行から3か月以内のもの
をご提出ください。

【B】
日本年金機構が発行する下記のいずれかの書類を1点ご提出ください。

- ・被保険者記録照会回答票のコピー
- ・ねんきん定期便のコピー

※ねんきんネットから取得可能な、電子版の印刷物でも可能です。
※令和8年12月1日から令和9年11月30日の間に国民年金の被保険者でなくなったことが確認できる必要があります。

お勤め先の厚生年金（共済組合含む）に加入の方は「事業主払込」「個人払込」のいずれかを、それ以外の方は「個人払込」をご選択ください。
 なお、事業主払込をご希望の方で、事業主都合等で個人払込となった場合は、個人払込にチェックをいれてください。
 （別紙「事業主払込（登録・納付方法変更等）」に関する証明書」の、「2.事業主の確認事項、証明」内の「掛金の納付方法に関する確認」をご参照ください。）

- ・事業主払込をご希望の方は、ご記入不要です。
- ・継続加入申出の方で、現在の掛金引落口座から変更がない場合、ご記入は不要です。

※直近の引落しが12ヶ月ない場合は、ご記入のうえ、「預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(K-007B号)」をあわせてご提出ください。

最低5,000円～拠出限度額まで1,000円単位でご記入ください。
【拠出限度額の見かた】
 個人払込をご希望の方は、別紙K-033号フローチャートの「拠出限度額」をご確認ください。企業年金がある方は、K-033号フローチャートの解説欄「④」もあわせてご確認ください。
 事業主払込をご希望の方は、別紙「事業主払込（登録・納付方法変更等）」に関する証明書」の掛金額と同じ金額を記入してください。

企業年金制度等の加入状況コード

・お勤めでない方、あるいはお勤めされているが厚生年金に加入していない方：
【60】を記入してください。

・お勤め先で厚生年金（共済組合も含む）に加入されている方：別紙K-033号
のフローチャートをご確認のうえ、2桁の番号を記入してください。

なお、ご確認の結果、2桁の番号が【00】以外であった方は、「企業年金制度等
の加入状況コード」欄右側の表の記載をご確認のうえ、□にレ点を記入して
ください。

登録事業所番号・登録事業所名称

事業主払込をご希望の方のみ、記入の必要があります。
別紙「事業主払込（登録・納付方法変更等）に関する証明書」に記載された、登録事業所番号と事業所名称を記入してください。

7. 給付金・年金の受給状況について

- ・iDeCoの老齢給付金とは、個人型確定拠出年金の給付金の一つです。
- ・iDeCoの老齢給付金（一時金を含む）、老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給していない方は□にレ点を記入してください。
- ・iDeCoの老齢給付金（一時金を含む）、老齢基礎年金・老齢厚生年金を受給したことがある方は加入できません。

ご指定いただける金融機関

二次元コードを読み取りください。
国民年金基金連合会のWEBサイト(PDF)に遷移します。

口座振替可能金融一覧をご確認ください。



預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書(セレクトプラン)

記入ガイド

 白地内のすべての項目(印字箇所は除く)に、黒のボールペンで見やすく記入してください。

この記入ガイドを参考に
ご記入いただく書類

・ 預金口座振替依頼書兼 自動払込利用申込書

御中

提出用

預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書

私が支払うべき個人型年金の掛金を、収納企業の指定する日に下記名義の口座から口座振替の方法により支払うこととしたいので、下記の預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

1. 申出者

全ての加入申出者がご記入ください。

フリガナ 氏名(自署) 年金 一郎

フリガナ 住所 フリガナ トウキョウト マルマルク サンカクサンカク1-23-456 シカクシカクビル 東京都〇〇区△△1-23-456 〇〇ビル

連絡先電話番号 12-3456-7890

記入内容の誤り、不備等や、印底相違、押印不鮮明等の場合、再度提出をお願いすることになります。その場合、掛金の引落しができませんので、ご提出の前に今一度、記入内容、届出印の押印状態をご確認ください。
(※引落せなかった掛金を後日、改めて納付することはできませんので、ご注意ください。)

4. 掛金引落口座情報

「3. 掛金の納付方法」欄が「事業主払込」の場合はご記入不要です。

フリガナ 口座名義人 ネンキン イチロウ 年金 一郎

金融機関届出印

金融機関名 確定

ゆうちょ銀行以外の金融機関

ゆうちょ銀行

金融機関コード

ゆうちょ銀行の自動払込利用の場合は、自動払込み規定が適用されます。

種目コード 166 契約種別コード 30

支店名 確定

本店 支店(支所) 出張所

通帳記号

通帳番号(右詰め)

預金種別

普通 当座

口座番号(右詰め) 1234567

金融機関コード

支店コード

通帳記号

通帳番号(右詰め)

預金種別

普通 当座

口座番号(右詰め) 1234567

預金口座振替規定(自動払込は除く)

1. 銀行(金庫・農協)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。
この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。

2. 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。

3. この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり国民年金基金連合会から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものととして取扱ってもさしつかえありません。

4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

【金融機関さまへのお問い合わせ先】

預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)が不備の場合、不備返却事由にシ点を付けて

口座振替金融機関受付

収納企業名

国民年金基金連合会 請求届出受取会

1. 申出者

申出者が自署でご記入ください。
【訂正方法】
この欄を修正する場合、訂正印は不要です。
二重線で消し、正しい内容をご記入ください。

4. 掛金引落口座情報

引落口座は、本人名義の口座に限りです。
事業主払込の場合は、事業所の口座をご記入、ご捺印ください。口座名義人として、金融機関に代表者肩書および氏名も届出している場合には、口座名義人欄には、事業所名称と合わせ代表者肩書および氏名もご記入ください(フリガナを含む)。
【訂正方法】
この欄を修正する場合、訂正印が必要です。
二重線に加え、金融機関届出印を押印し、正しい内容をご記入ください。

フリガナ 口座名義人 ネンキン イチロウ 年金 一郎

※金融機関届出印のご登録がない場合の訂正方法につきましては、各金融機関にご確認ください。

金融機関届出印

金融機関届出印を押印、あるいは金融機関届出のサインをしてください。
届出印、届出サインを登録していない場合の押印欄の対応については、各金融機関へお問い合わせください。
一部の金融機関では、書類提出後に口座振替に関する案内メールが届きます。
必ず金融機関のサイト内等で口座振替に関する手続きをしてください。

金融機関届出印が相違している場合や金融機関のサイト内等での口座振替手続きを行わなかった場合には、掛金の引き落としが実施されませんのでご注意ください。

金融機関名

ゆうちょ銀行をご指定の場合は、「口座名義人欄(フリガナを含む)」、「通帳記号」および「通帳番号」の3か所をご記入のうえ、金融機関届出印を押印ください。

ご指定いただける金融機関

二次元コードを読み取りください。
国民年金基金連合会のWEBサイト(PDF)に遷移します。

口座振替可能金融一覧をご確認ください。



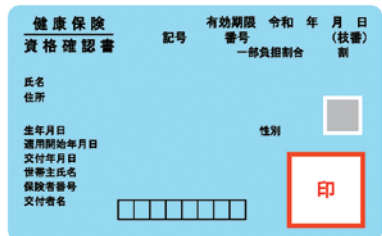
SBI証券 iDeCo 本人確認書類のご案内

●必ず、以下の本人確認書類のいずれか1点をご提出ください。

※お申込書類に記載の氏名・住所・生年月日が確認できるものをご用意ください。

※A4の用紙に原寸大でコピーしてください。

●ご利用いただける主な本人確認書類 ※有効期限内の書類のみ利用可

書類名	
<div>マイナンバーカードのコピー</div> <div></div> <div>表面のみ</div>	<ul style="list-style-type: none">○マイナンバーの記載がある裏面は提出しないでください。○当社でマイナンバーの記載がある書類を受領した場合は、マスキング処理のうえ、審査を行います。
<div>運転免許証のコピー</div> <div></div> <div>表面または両面</div>	<ul style="list-style-type: none">○氏名・住所等の変更がある場合は両面をコピーしてください。○マイナ免許証読み取りアプリで取得した免許証の画像は本人確認書類としてご利用いただけません。
<div>資格確認書※のコピー</div> <div></div> <div>表面または両面</div>	<ul style="list-style-type: none">○被保険者記号・番号および保険者番号をマスキング処理(黒塗り)のうえ、ご提出ください。○カード方式で住所記入欄が裏面にある、または住所変更がある場合は両面をコピーしてください。

●その他本人確認書類

- ・住民票の写しのコピー（発行後6ヵ月以内）
- ・印鑑登録証明書のコピー（発行後6ヵ月以内）
- ・在留カードまたは特定在留カードのコピー

iDeCo加入者、加入を検討している会社員や公務員等、厚生年金被保険者の皆さまへ
iDeCoへの加入資格、拠出限度額、加入申出書等に記入する
「企業年金制度等の加入状況コード」をご確認ください **【K-033】**

この用紙にて、企業年金制度等の加入状況の別による、iDeCo（個人型確定拠出年金）への加入資格、拠出限度額の確認ができます。裏面のフローチャートを確認ツールとしてご利用ください。

◆ 裏面のフローチャートはiDeCo公式サイトにも掲載されていますので、ご活用ください。

<https://www.ideco-koushiki.jp/start/#step1>



- 1 iDeCo掛金の上限度額（拠出限度額）は企業年金制度等の加入状況によって異なります。この様式を活用して、お勤め先で実施する企業年金制度等の状況、**iDeCoへの加入資格や拠出限度額をご確認ください。**
なお、**セルフチェックシートとなりますので、ご提出いただく必要はありません。**
- 2 フローチャートの質問と回答に沿って該当する項目にチェックしながら、ご自身のiDeCoへの加入資格を確認してください。⑥～⑩（①を除く）に該当した方はiDeCoへの加入資格をお持ちなので、**各区分に示す2桁の数字（00～53）を『個人型年金加入申出書（K-001A・K-001B）』や、『加入者登録情報変更届（第2号被保険者用または第5号加入者用）（K-032AまたはB）』等の「企業年金制度等の加入状況コード」欄にご記入ください。**また、拠出限度額も併せてご確認ください。
- 3 お客さまが記入した「企業年金制度等の加入状況」の情報が確認できない場合、確認できるまでの間はiDeCoの掛金の引き落としが一時停止されます（新規に加入をご希望の方は、加入不該当となります）。なお、親会社から子会社への派遣や出向等により、お勤め先が変更となっている場合でも、引き続き親会社や出向元等で年金制度に加入している場合もあります。**ご不明な点は必ずお勤め先にご確認ください。**
- 4 お勤め先で企業年金制度等に加入している場合の拠出限度額は次の表のとおりです。拠出限度額を超過した場合、掛金額が自動的に減額、あるいは一時停止されることがあります（新規に加入をご希望の方は、加入不該当となります）。

厚生年金被保険者区分	拠出限度額
下記以外の厚生年金被保険者	6.2万円－（企業型DC ^{※1} 掛金額＋DB ^{※2} 等の他制度 ^{※3} 掛金相当額）
国家公務員共済組合の組合員	6.2万円－共済掛金相当額 ^{※4}
地方公務員共済組合の組合員	
私立学校教職員共済制度の加入者	6.2万円－（企業型DC ^{※1} 掛金額＋他制度掛金相当額（私学共済） ^{※4} ）

- 5 お勤め先の企業年金制度等の加入状況や掛金額は、下記の方法でご加入者の皆さまに表示・周知されます。加入中の制度や確認方法が不明の場合は、お勤め先にお問い合わせください。

お勤め先で加入されている企業年金制度等	企業年金制度等の掛金額の加入者への表示・周知方法
企業型DCのみに加入の場合	企業型DCの加入者Webサイト ^{※5} 上で掛金額を表示
企業型DC ＋ DB等の他制度 の両方に加入の場合	企業型DCの加入者Webサイト ^{※5} 上で、企業型DCの掛金額およびDB等の他制度掛金相当額を併せて表示
DB等の他制度のみに加入の場合	周知方法は事業主によって異なりますので、お勤め先にご確認ください。
国家公務員共済組合の組合員 地方公務員共済組合の組合員 私立学校教職員共済制度の加入者 石炭鉱業年金基金法に規定する坑内員 の場合	厚生労働大臣が定める額として告示されます。 告示された額はiDeCo公式サイトにも掲載されていますので、 ご確認ください。  https://www.ideco-koushiki.jp/library/pdf/kyousai_notice.pdf

※1： 企業型DC ＝ 企業型確定拠出年金

※2： DB ＝ 確定給付企業年金

※3： DB等の他制度 ＝ DBのほか、存続厚生年金基金、私立学校教職員共済制度および石炭鉱業年金基金

※4： 共済掛金相当額等については、⑤の表内の二次元コードから、iDeCo公式サイトでご確認いただけます。

※5： 企業型DCの加入者Webサイト ＝ 記録関連運営管理機関が用意しているWebサイトを指します。運用関連運営管理機関が、記録関連運営管理機関と連携するWebサイトを用意している場合もございます。

ご不明の場合はお勤め先にお問い合わせください。

裏面に続く

様式第 K-033号 (2026.12)

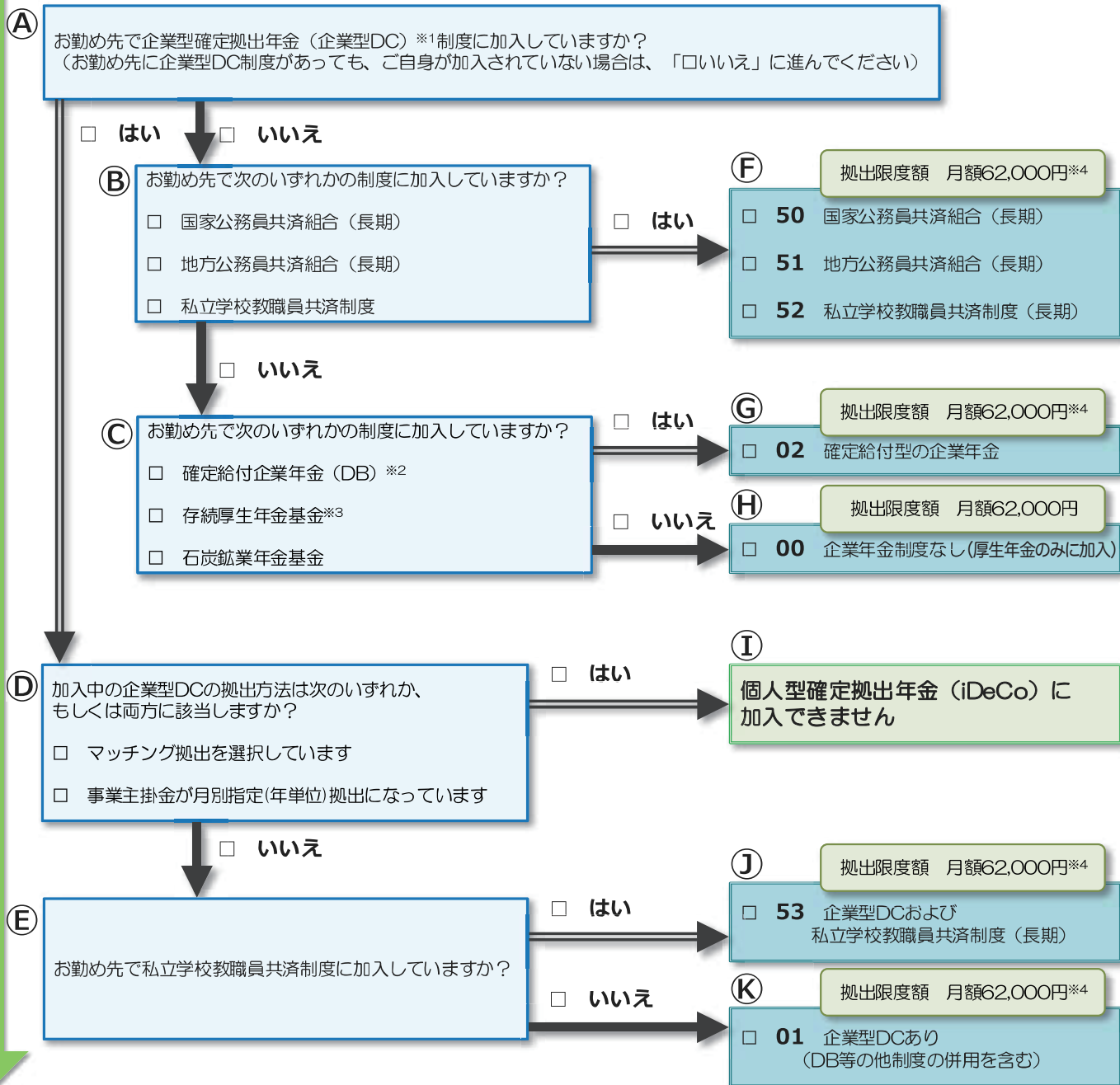


■ あなたの企業年金の加入状況についてご確認ください

拠出限度額は表面の④⑤にてご確認ください

※下記のフローチャートであなたの企業年金制度等の加入状況についてご回答いただき、各区分に示す2桁の数字（00～53）を『個人型年金加入申出書（K-001A・K-001B）』や、『加入者登録情報変更届（第2号被保険者用または第5号加入者用）（K-032AまたはB）』等の「企業年金制度等の加入状況コード」欄にご記入ください。

質問の途中でも、回答がわからない場合はこちらへ



現在のお勤め先でご加入されている企業年金制度等のご状況がわからない場合は、
お勤め先の人事、総務等、企業年金制度の担当者にご確認ください。

【※1：企業型確定拠出年金（企業型DC）とは】

- ・労使合意に基づいて、お勤め先の事業主が掛金を拠出します。そのため、入社時および在職中の案内や、お勤め先の就業規則（退職金規程）等から、制度の有無を確認することができます。
- ・加入者ごとに拠出された掛金を加入者自らが運用し、その運用実績に応じて給付額が決まります。そのため、加入者ごとにIDやパスワードが発行され、企業型DCの記録関連運営管理機関（RK）が用意する加入者Webサイトで、資産状況や、運用状況、iDeCoに拠出可能な掛金額を確認することができます。
- ・iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）は企業型DCではありません。

【※2：確定給付企業年金（DB）とは】

- ・労使合意に基づいて、お勤め先の事業主が掛金を拠出します。そのため、入社時および在職中の案内や、お勤め先の就業規則（退職金規程）等から、制度の有無を確認することができます。
- ・給付の内容があらかじめ定められ、基本的な運用のリスクは事業主が負います。
- ・DBにご加入中の場合、事業主からDBの掛金相当額が通知されます。
- ・（DCにもご加入中の場合は※1に記載の方法で、DBの掛金相当額も併せて表示されます。）

【※3：存続厚生年金基金とは】

- ・国の老齢厚生年金の一部を代行し、独自の給付を上乗せして支給する企業年金です。
- ・あらかじめ将来の給付額が確定している、確定給付（DB）型の制度です。国の厚生年金とは別の制度になります。
- ・現在は新規設立が認められておらず、存続厚生年金基金は少数です。
- ・存続厚生年金基金に加入中の場合、事業主から存続厚生年金基金の掛金相当額が通知されます。
- ・（DCにも加入中の場合は※1に記載の方法で、存続厚生年金基金の掛金相当額も併せて表示されます。）

【※4 拠出限度額はご加入されている企業年金制度等の掛金額に応じて調整される場合があります。詳細は表面④⑤をご確認ください。】

A4判サイズで印刷してください。
白黒印刷も受付可能です。

以降、ご提出必要書類
になります。

個人型年金加入申出書(第5号加入者(60歳以上70歳未満)新規・継続加入用)

1 枚目

●この申出書は、60歳以上70歳未満の国民年金の被保険者でない方が、個人型年金(iDeCo)に新規加入(再加入)、継続加入するための書類です。
●必ず記入要領をご覧のうえ、ご記入ください。●太枠内に必要事項をボールペンで、はっきり、分かり易くご記入ください。●選択項目の☐にはチェックをご記入ください。
●訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。●本人確認書類(運転免許証、資格確認書、マイナンバーカード等)のご提示をお願いします。

1. 申出者

全ての加入申出者がご記入ください。

氏 名	フリガナ	基礎年金番号				—							
		生年月日	☒ 昭和 ₅		年		月		日	性 別	☒ 男 ₁	☒ 女 ₂	
住 所	フリガナ	連絡先電話番号						市区町村コード					
	〒	()		—									

2. 加入申出者の区分

該当する□にチェックのうえ、「3.掛金の納付方法」以降の該当項目をご記入ください。

☒ ① 申出日の前日においてiDeCo加入者の方 (iDeCoの掛金を拠出されている方で、資格喪失後も引き続きiDeCoへの加入を希望される方)	どちらかを選択してください	☒ ② 新規加入・再加入申出の方
下記のいずれかの□にもチェック ☒ 年齢到達(60歳・65歳到達時の喪失による継続加入) ☒ 退職予定(第2号加入者の資格喪失による継続加入) ☒ 任意加入被保険者の資格喪失による継続加入		下記のいずれかの□にもチェック ☒ 本申出の前日時点でiDeCoの運用指図者であった方 ☒ 企業型DC・DB等の年金資産を移換可能な方(iDeCoを活用した資産形成を継続しようとする方) ☒ 上記のいずれにも該当しない国内居住者(令和11年11月30日受付までの経過措置期間) <small>【住民票の写しの原本+被保険者記録照会回答票などの提出が必要】</small>

お勤め先で厚生年金(共済組合を含む)に加入されている方はご記入ください。

3. 掛金の納付方法

新規加入または勤務先事業所を変更(転職)し継続加入される方で、事業主払込を選択した場合は、「事業主払込に関する証明書(K-109AまたはB)」をご提出ください。

☒ 事業主払込1 ☒ iDeCo+ (中小事業主掛金納付制度)の対象者の場合は、左の□にもチェック
☒ 個人払込2

4. 掛金引落口座情報

「3.掛金の納付方法」欄が「事業主払込」の場合はご記入不要です。

口座名義人 個人払込の場合、本人名義に限定・屋号付きは不可	フリガナ	金融機関 届出印	2枚目に 金融機関届出印を 押印してください	
☒ ゆうちょ銀行以外の金融機関 ₁		どちらかを選択してください		☒ ゆうちょ銀行 ₂
金融機関名	☒ 銀行 ☒ 労金 ☒ 信連 ☒ 農協 ☒ 信金 ☒ 信組	金融機関コード <div></div>	種目コード 166	契約種別コード 30
支店名	☒ 本店 ☒ 支店(支所) ☒ 出張所	支店コード <div></div>	通帳記号	通帳番号(右詰め)
預金種別	☒ 普通 ₁ ☒ 当座 ₂	口座番号(右詰め)		

5. 毎月の加入者掛金額

継続加入かつ掛金額を変更しない場合でもご記入ください。

		千	0	0	0	円
--	--	---	---	---	---	---

◆「お勤めされていない方、あるいはお勤めされているが厚生年金には加入していない方」は、「60」をご記入ください。

◆「お勤めされ、厚生年金に加入されている方」は、別紙「K-033」でご自身の加入状況をご確認の上、他の企業年金制度等の加入状況の2桁の数字をご記入ください。

6. 他の年金制度へのご加入状況の確認

企業年金制度等の加入状況コード	左記の番号が【00】、【60】以外の場合、右表の□にチェック
-----------------	--------------------------------

登録事業所番号

フリガナ

<p>【01】【53】 の方</p>	<p>☒ 企業型確定拠出年金の加入者向けWEBページで登録されている基礎年金番号、性別、生年月日は、みなポータル、基礎年金番号通知書等の内容および加入申込書に記入した内容と一致しています。</p> <p>☒ 企業型確定拠出年金の掛金は月別指定（年単位）拠出ではありません。また、マッチング拠出は利用してありません。</p> <p>☒ 個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が「拠出限度額」を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。</p>
<p>【02】【50】 【51】【52】 の方</p>	<p>☒ 個人型年金と他の企業年金制度等を合算した掛金額が「拠出限度額」を超過した場合、個人型年金に加入できないことを確認しました。</p>

7. 給付金・年金の受給状況について

☒ iDeCoの老齢給付金(一時金を含む)を受給していない。 ☒ 老齢基礎年金を受給していない。

受付金融機関および事務処理センター使用欄

受付金融機関	0	9	8	8	0	4	0	0	0	0	(株)SBI証券
運用関連運営管理機関	0	0	0	0	2	2	3				(株)SBI証券
記録関連運営管理機関	0	0	0	0	1	1	5				SBIベネフィット・システムズ(株)

各種届書・添付書類	受付金融機関確認		事務処理センター
預金口座振替依頼書 K-001B	☒ あり	☒ なし	
加入者等運営管理機関変更届 K-004	☒ あり	☒ なし	
個人別管理資産移換依頼書 K-003	☒ 届書あり	☒ なし	
	☒ 電子あり		
事業主申込に関する証明書 K-109A	☒ あり	☒ なし	
事業主申込に関する証明書(共済組合員用) K-109B	☒ あり	☒ なし	
住民票の写し	☒ あり	☒ なし	
被保険者記録照会回答票等	☒ あり	☒ なし	

受付金融機関					事務処理センター	
令和	9	年	月	日		

様式第K-001B号(2026.12)

預金口座振替依頼書 兼 自動払込利用申込書

私が支払うべき個人型年金の掛金を、収納企業の指定する日に下記名義の口座から口座振替の方法により支払うこととしたいので、下記の預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

収

加

1. 申出者 全ての加入申出者をご記入ください。

氏名
(自署)

フリガナ

住所

フリガナ
〒

連絡先電話番号

記入内容の誤り、不備等や、印鑑相違、押印不鮮明等の場合、再度提出をお願いすることになります。その場合、掛金の引落しができませんので、ご提出の前に今一度、記入内容、届出印の押印状態をご確認ください。
(※引落せなかった掛金を後日、改めて納付することはできませんので、ご注意ください。)

一部の金融機関では書類ご提出後、金融機関サイト内等で口座振替に関する手続きが必要です。未完了の場合、不備となり再度書類の提出をお願いすることになります。

4. 掛金引落口座情報 「3. 掛金の納付方法」欄が「事業主払込」の場合はご記入不要です。

口座名義人	フリガナ	金融機関届出印	金融機関届出サインの場合は自署、生体認証方式の場合は、「生体認証方式」と記入してください。
☑ ゆうちょ銀行以外の金融機関 ₁ ☐ ゆうちょ銀行 ₂			
金融機関名	☑ 銀行 ☑ 労金 ☑ 信連 ☑ 農協 ☑ 信金 ☑ 信組	金融機関コード	ゆうちょ銀行の自動払込利用の場合は、自動払込み規定が適用されます。
支店名	☑ 本店 ☑ 支店(支所) ☑ 出張所	支店コード	種目コード 166 契約種別コード 30
預金種別	☑ 普通 ₁ ☑ 当座 ₂	口座番号(右詰め)	通帳記号 通帳番号(右詰め)

預金口座振替規定(自動払込は除く)

- 銀行(金庫・農協)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。
この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しはしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり国民年金基金連合会から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、銀行はこの契約が終了したものととして取扱ってもさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じて、銀行の責めによる場合を除き、銀行には迷惑をかけません。

口座振替金融機関使用欄

【金融機関さまへのお願い】

預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)が不備の場合、不備返却事由にシ点を付けて下記までご返送ください。

口座振替金融機関使用欄(不備返却事由)					
☑ 預金取引なし	記載事項等相違	☑ 店名	☑ 預金種目	☑ 口座番号	☑ 口座名義
☑ 印鑑相違		☑ その他()			
検査	照合	受付			

口座振替金融機関受付				
令和	年	月	日	

収納企業名	国民年金基金連合会 確定拠出年金
払込先口座番号	00110-8-82774
払込先加入者名	国民年金基金連合会
振替日(払込日)	毎月26日 (休業日の場合、翌営業日)

受付金融機関および事務処理センター使用欄

不備の場合の返却先(事務処理センター)	

受付金融機関	事務処理センター		
令和	年	月	日
(取扱店日付印)			



確認書



ご注意

- SBI証券 iDeCo(個人型確定拠出年金)へお申し込みいただく際は、**SBI証券からの確認事項**をご理解いただき、太枠内の事項についてご記入ください。
- あらかじめ印刷されている事項については、別途ご記入いただく必要はありません。
ただし、印刷されている事項に誤りがある場合は、二重線で抹消し、余白に訂正事項をご記入ください。

私は、SBI証券iDeCoサイトにある『SBI証券個人型確定拠出年金に関する説明書』を確認し、同意します。
また、以下のSBI証券からの確認事項を十分に理解し承諾のうえ、私の判断と責任においてSBI証券 iDeCo(個人型確定拠出年金)を申し込み、取引を行います。

記入日				年			月			日	基礎年金番号					-					
(フリガナ)																					
氏名 (自署)																					
(フリガナ)																					
住所																					
自宅 電話番号											携帯 電話番号										

※ご提出書類に不備等がある場合、当社から連絡する場合がございます。平日の日中、連絡可能な電話番号を上記へご記入ください。

(海外居住者用) メールアドレス																				@
---------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

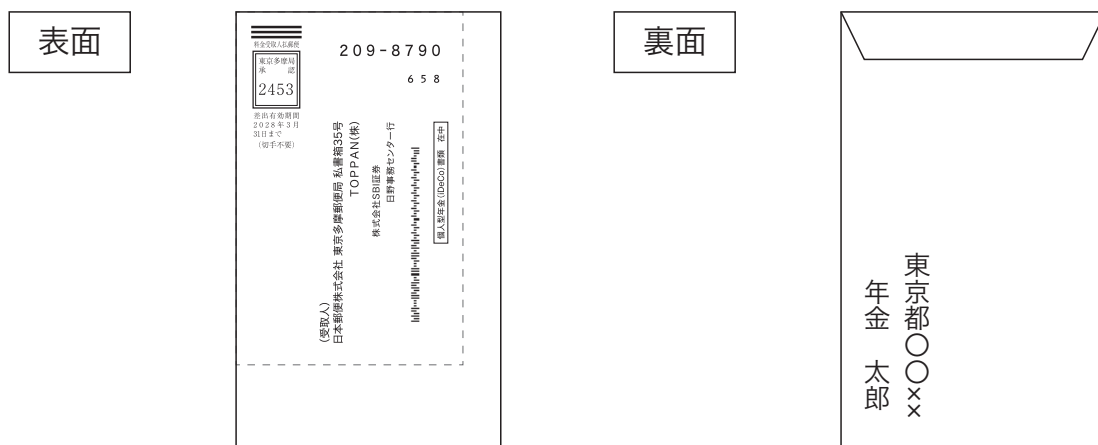
※海外居住の方は、メールアドレスをご記入ください。(ご提出書類に不備等がある場合、当社から連絡する場合がございます。)

宛名用ラベル（iDeCo 申込書類 ご返送用）

ご使用方法

- ①サイズは変更せずこのままのサイズで、白色の用紙に印刷下さい。
- ②点線で切り取り、定形封筒に貼り付けてご利用下さい。
（のり付けする際は、剥がれないように貼り付けください。）
- ③封筒の裏面にお客様の氏名・住所をご記入ください。

使用例



返信用宛名ラベル

点線の切り取り線に沿って裁断してください。

